

山形県教員「指標」(改正案)に係る意見募集について

山形県教育委員会では、教育公務員特例法第22条の3の規定に基づき、本県教員が高度専門職としての職責、経験及び適性に応じて身に付けるべき資質・能力を明確化した「山形県教員『指標』(以下「指標」という)」を定めております。

同法等の改正を踏まえ、令和5年3月に指標を一部改正したところですが、この度、養護教諭、栄養教諭、幼稚園教諭における教職の実践に関する資質・能力の指標を一部改正することとし、県民の皆さんのご意見を下記により募集いたします。

お寄せいただいたご意見等は、これに対する県教育委員会の考え方とともに整理したうえで公表いたします。

なお、個々のご意見には直接回答いたしませんので、あらかじめご了承ください。

1 意見の募集期間

令和6年3月1日(金)から3月17日(日)まで

2 資料の入手方法・閲覧場所

県ホームページ

(<https://www.pref.yamagata.jp/700001/bunkyo/kyoiku/gakkoukyouiku/sihyouabukome.html>)

のほか、行政情報センター(県庁1階)及び各総合支庁総合案内窓口においてご覧いただけます。

3 意見の提出方法

必ず住所、氏名及び連絡先(電話番号等)を明記の上、郵送、ファックス又は電子メールのいずれかの方法によりご意見をお寄せください。(提出様式は問いません)

なお、郵送の場合は、最終日必着とします。

4 提出先

(1) 郵送の場合

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

山形県教育局教育政策課企画調整担当

(2) ファックスの場合

ファックス番号 023-630-2998

山形県教育局教育政策課企画調整担当

(3) 電子メールの場合

- ・ ホームページ末尾にある「お問い合わせフォーム」からお送りください。
- ・ メールの件名に「山形県教員『指標』(改正案)についての意見」と明記してください。

5 問い合わせ先

- ・ 〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号
- ・ 山形県教育局教育政策課企画調整担当
- ・ 電話番号：023-630-2692
- ・ F A X 番号：023-630-2998